

みどり通信

第123号 2006. 10. 5

CONTENTS

● ひと言発言	P 1	● 初めてのエクセル	P 9
● 税務	P 3	● 損害保険	P 11
● 社会保険	P 4	● これからの研修	P 12
● 生命保険	P 5	● あとがき	P 12
● 一倉 定 経営心得	P 6	● 営業カレンダー	P 13
● 税務相談	P 7		



まるで白いじゅうたんのような蕎麦の花。もうすぐ実がなります

(10/4田上町にて撮影)

社長				担当

10月

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。



“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ（<http://homepage2.nifty.com/yn5193>）に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。

次の内容は、10月5日のホームページ掲載のものからです。

『監査役の設置の有無』

今朝もさわやかな朝です。

昨日、新会社法で監査役を置かなくても良くなったから当社は設置しない方向でいきたいのですがとの質問をいただきました。

結論としては、「NO」とお答え致しました。

新会社法では、非公開会社の場合で取締役会を設置していない会社には監査役はあえて選任しなくてもいいことになりました。

新会社法施行前の法律では、監査役の権限は

- ① 大会社・中会社の監査役・・・会計監査権限と業務監査権限
- ② 小会社の監査役・・・会計監査権限のみ

となっていました。

これに対し、新会社法では、監査権限強化の必要性から次の見直しが行われました。

- ① 会社の規模に関係なく、監査役は原則として、業務監査権限を有するものとなりました。
- ② 大会社以外の非公開会社は、定款で監査役の権限を会計監査権限に限定することができるものとしたうえで、「株主の違法行為差し止めが容易になる」「一定の場合には株主に取締役会の召集請求権・出席権が認められる」等株主による監督権限が大幅に強化されました。

「今までは、形だけの監査役だったからこれを機会に廃止してしまおう」と考えがちです。しかし、ちょっと待ってください。

今回の新会社法は、少数株主の権限を強化するというねらいがあり、監査役を設置しない場合には、株主が監査役の権限を持つことになりました。仮に、退職した従業員や遠い親戚がいまだに5%の株式を持ったままの場合でなかなか買い取れないケースでは、従来どおり監査役をおいたほうが良いといえます。



なぜなら、監査役がない会社の場合、各株主が単独でできる権利として

- ① 取締役の会議の議事録閲覧を裁判所の許可なくできる
- ② 取締役が違法行為を行うおそれがある場合には、取締役を収集し会議を招集できる
- ③ 一定の場合自ら取締役会の招集も可能
- ④ さらに、これらの取締役会に出席して意見を述べることができる

等があるからです。

だからといって、従来どおり監査役を設置することにし、その権限を会計監査権限のみに限定すると、少数株主にこの権利を与えてしまうことになってしまうので、注意が必要です。

一般的には、少数株主のほうが脅威と考えられるので、これらの危険を除去するためにも監査役を設置し、その監査役の権限も限定しない方が会社運営にはベターと考えております。

税理士 山口 昇

税 務

平成18年度税制改正

5,000円以下の飲食費の損金算入④

前回に続き、法人の交際費のうち飲食費で一人当たり5,000円以下の支出は、一定の要件の下で交際費課税の対象から除外される改正に関連して、国税庁はホームページでQ&Aを公開しています。その中からいくつかご紹介します。

Q. 1人当たりの飲食費が5,000円を超えた場合であっても、5,000円以下の飲食費の部分は交際費等の額から控除することができるのでしょうか。

A. 交際費等の範囲から除かれる飲食費は、1人当たりの金額が5,000円以下の費用それ自体が対象となることから、1人当たりの金額が5,000円を超える費用については、その費用のうちその超える部分だけが交際費等に該当するものではなく、その費用のすべてが交際費等に該当することになります。
すなわち、1人当たりの飲食費のうち5,000円相当額を控除するというような方式ではありません。

Q. 飲食費が1人当たり5,000円以下であるかどうかの判定に当たって、飲食等が1次会だけでなく、2次会等の複数にわたって行われた場合には、どのように取り扱われるのでしょうか。交際費等の範囲から除かれることとなった1人当たり5,000円以下の飲食費であるかどうかの判定はどのように行うのでしょうか。

A. 1次会と2次会など連続した飲食等の行為が行われた場合においても、それぞれの行為が単独で行われていると認められるとき（例えば、全く別の業態の飲食店等を利用しているときなど）には、それぞれの行為に係る飲食費ごとに1人当たり5,000円以下であるかどうかの判定を行って差し支えありません。

しかしながら、それら連続する飲食等が一体の行為であると認められるとき（例えば、実質的に同一の飲食店等で行われた飲食等であるにもかかわらず、その飲食等のために要する費用として支出する金額を分割して支払っていると認められるときなど）には、その行為の全体に係る飲食費を基礎として1人当たり5,000円以下であるかどうかの判定を行うこととなります。

医療保険制度が変わります！

～健康保険法の一部が改正され、平成18年10月より実施されます～

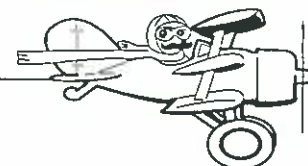
- 1 高額療養費の自己負担限度額が**引き上げられます**。
- 2 出産育児一時金・家族出産育児一時金が**1児につき35万円**となります
- 3 埋葬料・家族埋葬料の支払額が**一律5万円**となります。
- 4 70歳以上の現役並みの所得がある方は、一部負担金の割合が**2割負担から3割負担**に改正されます。
- 5 **入院時生活療養費が新設**されます。(療養病床に入院する70歳以上の方)

詳しい内容は、次回より順次連載いたします。



今回のテーマ

経営者の必要保障額



経営者の方が保険に加入する際には、何を基準に保険金額を設定すればいいのかわかりにくく、そのため結果的に勧められるままに保険に加入されている方も多いと思います。しかし、万が一の事があった場合にそれで本当に大丈夫なのでしょうか。今回は経営者にとって準備すべき必要保障額の算出方法を具体的な例を挙げて紹介します。

経営者の必要保障額の3大ポイント!!!

1. 不測の事態が起きても、会社は大丈夫？
→ **当面の事業資金**
2. 不意の資金が必要な時の備えは？
→ **負債の返済**
3. 多額の資金を必要とする退職慰労金や弔慰金の準備は？
→ **退職金・弔慰金**

<具体的な計算例>

～経営者の必要保障額の計算～

- ① 当面の事業資金 2,400万円
 - 半年間の人件費 300万円/月 × 6ヶ月 = 1,800万円
 - 半年間の運転資金 100万円/月 × 6ヶ月 = 600万円
- ② 負債の返済 5,085万円(法人税率41%で計算)
 - 負債返済は損金処理できず、法人税で割り戻した額で試算。
3,000万円(負債金額) × {1 ÷ (1 - 41%)} = 5,085万円
- ③ 死亡退職金・弔慰金 8,100万円
 - 死亡退職金 (役員報酬月額) (在任年数) (功績倍率)
4,500万円 = 100万円 × 15年 × 3倍
 - 弔慰金 (役員報酬月額) (業務上)
3,600万円 = 100万円 × 36ヶ月

この場合の必要保障額は、合計で1億5,585万円

今回は、経営者の必要保障額の算出方法を紹介致しました。保険は万が一の事があった時のために加入しているのですから、その時に必要な資金が確保できなければ意味がありません。今現在加入されている保険で必要な保障がしっかりと準備できているのかどうか、上の算出方法を参考にぜひ一度確認してみてください。

具体的なお相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

担当 齊藤 直哉

一倉定の経営心得シリーズ

その七十三

ある決定によつて、それがどれだけの増収・減益になるかを正しく計算する方法は、直接原価計算方式による「増し分計算」である。

「単位当たりの原価」という考え方をすると、すべての場合に間違つてしまふ。会社全体で変わらない原価を、単位当たりに割り掛けるのだから、単位当たりの割り掛け金額が、数量によつて違つてゐるからだ。だから「単位当たり原価」という考え方は、きれいなサツパリと捨て去らなければならぬ。

「原価がつかめないのではどうにもならないではないか」という心配は無用である。つかめないのは「単位当たりの原価」であつて、「会社全体の原価」はつかめるのである。そしてその原価は、設備を増やす、又は減らす、人員を増加する、又は減らす、というような何らかの変動がない限り、売上高が変わろうと、商品構成が変わろうと、そんなことに関係なく常に一定である。原価が変わらないのだから、利益を増大させるためには収益を増やせばよい。これは個人の家計でも全く同じである。

立が大幅に簡素化されました。

この新会社法が五月一日に施行される前は、株式会社は一〇〇万円という最低資本金のルールがあったので、株式会社を設立した場合は、第一期から消費税の課税事業者となり、納税義務者となったわけです（有限会社は最低資本金が三〇〇万円であったため、資本金を一〇〇万円未満にして設立すれば、設立第一期及び第二期の消費税を免税とすることが可能でありました）が、新会社法では、その最低資本金制度がなくなったため、株式会社（現在では有限会社は設立できなくなりました）でも設立時の資本金を一〇〇万円未満にすることにより、第一期及び第二期の消費税を免税とすることが可能となったわけです。

新設法人を設立する際の留意点

法人成りの際の消費税の免税制度を利用するためには、設立時の資本金を一〇〇万円未満とする

〈表4〉 法人設立時の留意点

- ①新設法人の場合、資本金が1,000万円未満の法人は第1期、第2期の消費税が免税
- ②第1期、第2期間が最長2年となるように設立第1期の決算日を決める
(※10月設立なら9月決算が最も有利)

万円未満とすることが条件ですが、法人の一期目を限りなく一年にすることが有利となるポイント

です。

新設法人でも課税事業者選択が有利なケース

消費税の納税額は、①「売上」に対して預かった消費税から②「仕入・経費・資産購入等の際に支払った消費税」を差し引いて計算するのが原則です。

しかし、「預かった①の消費税」よりも「支払った②の消費税」の金額が多くなる時には、その

支払い過ぎの消費税が還付される場合があります。特に、事業を立ち上げて間もない場合には、多額の設備資金が発生し、その一方で売上がそれほど上がらないケースも考えられます。

ところが、免税事業者の場合は、この支払い過ぎの消費税の還付を受けることができません。そのため、このような場合は、免税事業者ではなく課税事業者を選択することによって、払い過ぎの消費税の還付を受けることができます。

なお、免税事業者が課税事業者となるためには、原則としてその適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「課税事業者選択届出書」を提出しなければなりません。

ただし、今回のような設立年度の場合は、

例外としてその開始した課税期間の末日までよいこととなっています。

免税事業者がこの消費税の課税事業者を一度選択すると、二年間強制適用となりますので、二期目の納税額がどの程度になるのかを、あらかじめ検討する必要があります。

また、届出後に基準期間の課税売上高が一〇〇万円以下となっても、課税事業者をやめる旨の「消費税課税事業者選択不適用届出書」をその選択をやめようとする課税期間の初日の前日までに提出しなければ、課税事業者となつたままとなります。

なお、消費税は各種届出書の提出の出し忘れ等により納付税額が著しく不利になるケースが考えられますので、届出書についてはその期限等も含め、注意が必要です。

〈表5〉

届出書名	届出が必要なケース	提出期限等
消費税課税事業者選択届出書	免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするとき	選択しようとする課税期間の初日の前日まで （事業を開始した日の属する課税期間から選択する場合には、その事業を開始した日の属する課税期間の終了の日まで）
消費税課税事業者選択不適用届出書	課税事業者を選択した事業者が免税事業者に戻ろうとするとき （適用を開始した課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後であれば適用をとりやめようとする旨の届出書は提出できない）	選択をやめようとする課税期間の初日の前日まで

法人成りの場合の消費税の納税義務の有無について

山口 昇 税理士

Q

私は新潟県内で、家具の塗装業を営む個人事業主です。このたび、この個人事業を発展的に法人成りし、株式会社にしようと考えています。聞くところによると、法人成りした場合の消費税の納税については、設立一期末及び二期末が原則として免税になるとのことですが、その内容についてお教えてください。

消費税の納税義務者とは

消費税の納税義務者は、〈表1〉のような「国内取引を行う事業者」と「輸入取引を行う者」です。

〈表1〉

区分	納税義務者
国内取引	国内において、消費税の課税対象となる取引（商品の販売、役務の提供、資産の貸付等）を、事業者として対価を得て行う事業者（法人および個人事業者）
輸入取引	課税対象となる貨物を保税地域から引き取る者（事業者に限らず、一般消費者も含む）

納税義務の免除

「国内取引」については、〈表2〉の事業者は納税義務が免除されます。

〈表2〉

その課税期間（法人は事業年度、個人は暦年）の基準期間（法人は前々期、個人は前2年）の課税売上高が1,000万円以下である事業者 ただし、基準期間がない法人のうち、その事業年度開始の日における資本等の金額が1,000万円以上である法人を除く
--

納税義務の免除

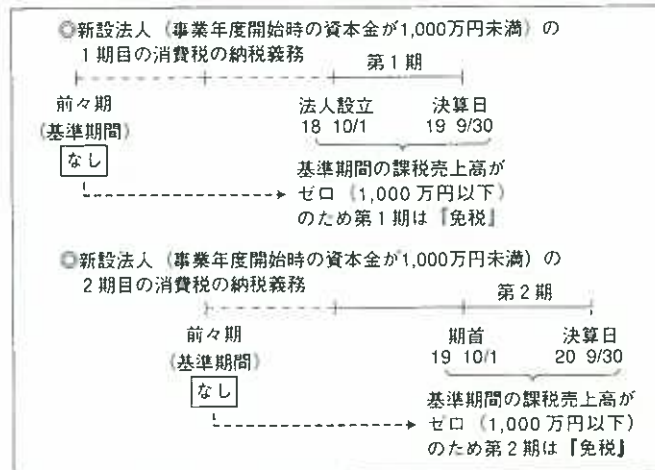
したがって、新設法人については、①設立一期末及び二期末の法人（期首における

資本等の金額が一〇〇〇万円未満の場合に限る）は免税、②新規開業の個人事業者に

ついては開業の年及びその翌年は免税となります。お尋ねのケースでは、個人事業を発展的に法人成りすることですが、一期末の

基準期間である前々期はないため、免税となるとともに、一期末の基準期間である前々期もないため、やはり免税となります。ただし、その事業年度の開始時における資本等の金額が一〇〇〇万円未満が条件です。

〈表3〉



資本金と免税

ご承知のように、新会社法が本年五月一日に施行され、①法人の最低資本金制度が撤廃（一円でも法人設立が可能）、②類似商号規制の廃止、③払込保管証明制度の廃止、④株券の原則不発行等となり、法人設



初めてのエクセル Excel



エクセルとは、こんなソフトです！

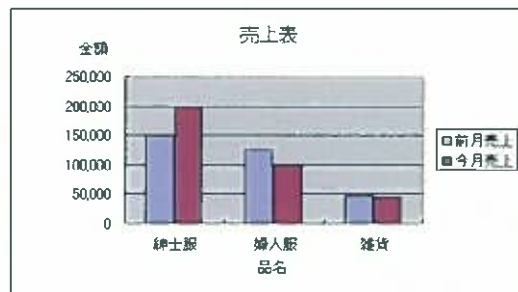
エクセルは、表計算ソフトです。表計算ソフトは、縦・横に区切られたマス目に数値を入力して表を作成し、入力された数値を元に計算を行ったりグラフを作成することができます。住所録や家計簿などたくさんの情報を簡単に整理したり、計算したりすることができます。

- ◆ 表を簡単に作成ことができ、計算がすぐにできます。

	A	B	C	D	E	F
1		売上表				
2						
3		品名	前月売上	今月売上	合計	平均
4		紳士服	150,000	200,000	350,000	175,000
5		婦人服	125,000	100,000	225,000	112,500
6		雑貨	46,500	45,000	91,500	45,750
7						

- ◆ データを簡単にグラフにできます。

作成した表のデータをもとにして、縦棒・横棒などのいろいろなグラフを作成することができます。表のデータを変更すると、グラフも自動的に変更されます。



- ◆ 名簿、住所録、顧客管理などのデータベース管理もできます。

複雑になりがちな名簿、住所録、顧客の管理も、データベースとして入力しておけば、データの検索、並べ替えや抽出、集計なども行うことができます。

	A	B	C	D	E	F
1		社員名簿				
2						
3		氏名	部署	出身地	勤務年数	性別
4		木村 拓哉	営業部	東京	15年	男
5		仲居 雅浩	経理部	神奈川	20年	男
6		番取 新吾	企画部	新潟	10年	男
7		青木 さやか	営業部	大阪	2年	女
8		和田 秋子	総務部	名古屋	4年	女
9		小野 信二	営業部	新潟	11年	男
10		長瀬 智也	経理部	東京	8年	男
11		中田 英敏	企画部	静岡	5年	男
12		松田 聖子	人事部	東京	14年	女



計算をするときに、足し算は「+」、引き算は「-」
掛け算は「*」、割り算は「/」を使用します。

セルを使って「前月売上」と「今月売上」の合計を計算してみましょう。

操作方法

1. 「D4」のセルをクリックします。

	A	B	C	D
1	売上表			
2				
3	品名	前月売上	今月売上	合計
4	紳士服	150000	200000	
5	婦人服	125000	100000	
6	雑貨	46500	45000	
7				

このセルに答えが、入ります

2. 「=」を入力します。

	A	B	C	D
1	売上表			
2				
3	品名	前月売上	今月売上	合計
4	紳士服	150000	200000	=
5	婦人服	125000	100000	
6	雑貨	46500	45000	
7				

3. 「B4」をクリックします。

	A	B	C	D
1	売上表			
2				
3	品名	前月売上	今月売上	合計
4	紳士服	150000	200000	=B4
5	婦人服	125000	100000	
6	雑貨	46500	45000	
7				

4. 「+」キーを押します。

	A	B	C	D
1	売上表			
2				
3	品名	前月売上	今月売上	合計
4	紳士服	150000	200000	=B4+
5	婦人服	125000	100000	
6	雑貨	46500	45000	
7				

5. 「C4」をクリックします。

	A	B	C	D
1	売上表			
2				
3	品名	前月売上	今月売上	合計
4	紳士服	150000	200000	=B4+C4
5	婦人服	125000	100000	
6	雑貨	46500	45000	
7				

6. Enter キーを押すと合計の答えが入ります。

	A	B	C	D
1	売上表			
2				
3	品名	前月売上	今月売上	合計
4	紳士服	150000	200000	350000
5	婦人服	125000	100000	
6	雑貨	46500	45000	
7				

7. 計算式の連続コピーを行います。

	A	B	C	D
1	売上表			
2				
3	品名	前月売上	今月売上	合計
4	紳士服	150000	200000	350000
5	婦人服	125000	100000	
6	雑貨	46500	45000	
7				


①マウスをここに載せ、+の形に変わったら「D6」までドラッグします。

8. 合計の金額が入ります。

	A	B	C	D
1	売上表			
2				
3	品名	前月売上	今月売上	合計
4	紳士服	150000	200000	350000
5	婦人服	125000	100000	225000
6	雑貨	46500	45000	91500
7				

出来上がり

★「カンマ」表示をしましょう。

「B4」から「D6」まで範囲選択をし、
ツールバーの  をクリックします。

	A	B	C	D
1	売上表			
2				
3	品名	前月売上	今月売上	合計
4	紳士服	150,000	200,000	350,000
5	婦人服	125,000	100,000	225,000
6	雑貨	46,500	45,000	91,500
7				

	A	B	C	D
1	売上表			
2				
3	品名	前月売上	今月売上	合計
4	紳士服	150,000	200,000	350,000
5	婦人服	125,000	100,000	225,000
6	雑貨	46,500	45,000	91,500
7				

<火災保険編（破壊消防）>

●●●消防活動の放水で 家財が水濡れ●●●



失火や重過失で自分たちが火災の火元となるとは限りません。隣家からの類焼や工場の爆発によるもらい火もあります。また、ひどいケースでは、放火という場合もなくはありません。類焼や放火になると、安全対策にも限度があります。

こんな時に、火災保険の必要性がぐんと増してきます。

■自前の火災保険で損害をカバーする

隣家の出火で幸い類焼は免れたが、消防車の放水で家の中は水浸し。家具、畳、じゅうたん、ふとん、ふすま、電気製品などが使い物にならなくなった。損害は誰が取ってくれるのだろうか？そういったケースがあります。

火災の場合、火元に重大な過失がない限り、火元が損害賠償責任を負うことはないというのが失火責任法の主旨です。そこでどうしても火災保険の必要性が出てくるのですが、火災保険に加入していれば、焼けなくても消火活動による損害をカバーできます。

■破壊することも消防活動

消防活動の中には破壊消防というものがあり、燃えている火を消すだけでなく、その火を広げさせないための手段として、隣接する建物などを破壊することも消防法によって認められています。火災保険では、そういった消防活動にかかわる損害も補償の対象となっており、消火のために行った注水による水漏れの損害に対しても保険金は支払われます。

■廃材の除去や清掃費用として保険金が

火災保険では、廃材や残がい物の除去・清掃費用として「残存分取片付け費用保険金」が支払われます。この保険金の10%を限度に実費が支払われます。

★★これからの季節、だんだんと寒くなり、暖房器具を使う機会も増えてきます。火の取り扱いには十分注意しましょう。★★

これからの研修

掃除に学ぶ会 新潟県立燕中等教育学校 10月21日(土) 8:30 ~ 12:00

TKC経営革新セミナー 加茂市産業センター 11月16日(木) 13:00 ~ 16:00



あ　と　が　き

スポーツの秋です！皆さんは何かスポーツをしていますか？
私は週1回のママさんバレーと、週3回程度のジョギング、ストレッチを日課にしています。
今年の目標は11月に開かれる加茂市駅伝に参加すること。しかし、先日バレーの試合中にふくらはぎを肉離れしてしまい、駅伝に参加することができなくなりました。駅伝の練習、バレーの試合とちょっとがんばりすぎたようです。自分はまだ“若い”と思っけていても、やはり体は正直ですね。
疲れを残さない、楽しくやるを心がけて、健康維持のために適度な運動を続けたいと思います。

吉 村 みゆき

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				



11月



日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://homepage2.nifty.com/yn5193>

e-mail: yn@tkcnf.or.jp